

秋田県の景観を守る条例

届出行為景観保全基準 色彩ガイドラインの解説

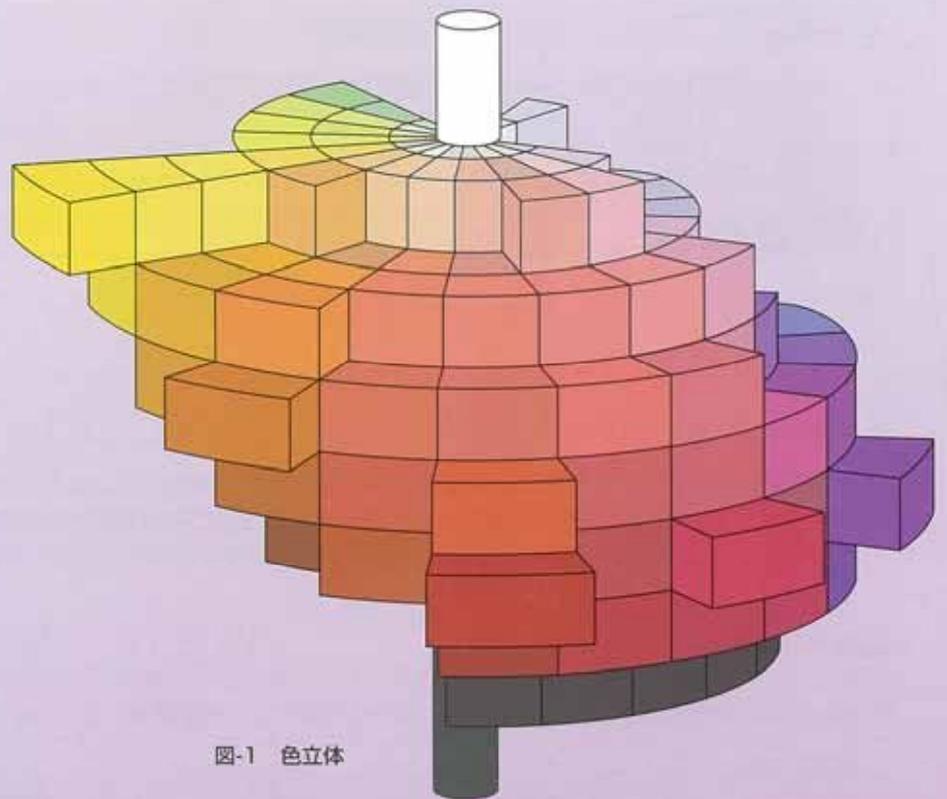


図-1 色立体

■ 景観条例とは

秋田県では、豊かな自然に恵まれた景観を大切に、かけがえのない財産として後世に引き継いで行くため、平成5年4月に「秋田県の景観を守る条例」を施行しました。これにより国道・県道・鉄道から200m以内の地域（沿道沿線地域）において、一定規模以上の次に掲げる行為を行う場合には、県に届出が必要になりました。

- ・建築物の新築や増改築 —— 高さ13mまたは延べ面積1,000㎡を超えるもの
- ・工作物の新築や増改築 —— 塀・擁壁等は3m、煙突・プラント等は13m、電波塔・記念塔等は高さ30mを超えるもの
- ・物品の集積又は貯蔵 —— 一般資材は高さ3mまたは水平投影面積1,000㎡を超えるもの
用途を廃止された物品は高さ1.5mまたは水平投影面積500㎡を超えるもの
- ・土石等の採取、鉱物の掘採 —— 面積3,000㎡または法・擁壁の高さ3mを超えるもの
(ただし沿道沿線地域以外では法・擁壁の高さ10mを超えるもの)
- ・土地の区画形質の変更 —— 面積3,000㎡または法・擁壁の高さ3mを超えるもの
(ただし沿道沿線地域以外では法・擁壁の高さ10m、スキー場のグレンデの面積10haを超えるもの)

■ 届出行為景観保全基準色彩ガイドライン

届出対象行為のうち、特に建築物と工作物について、景観に与える影響が大きい「色彩」についての基準として「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」(以下「色彩ガイドライン」という。)を定め、この基準に沿って景観保全を図ることにしています。

- ① 「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- ② 色彩を組み合わせる場合は、使用する色彩相互の調和を図るとともに、「アクセント色」の使用量に十分配慮すること。
- ③ 建築設備の色彩は、建築物本体や周辺景観との調和を図ったものとする。
- ④ 垣、さく等は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。

言葉で「けばけばしい色彩」などといっても、その判断基準は人によって様々です。そうしたことから色彩の基準の運用に当たり、周辺景観との調和を図るための配慮すべき事項を次のとおり決めました。

| 項目 | 配慮事項 |
|----------|-------------------------------|
| けばけばしい色彩 | 彩度は6(樹木の緑)以下とする。 |
| 落ち着いた色彩 | 明度は周辺景観に与える影響を配慮する。 |
| 色彩の組み合わせ | それぞれの色彩の色調(トーン)をそろえる。 |
| アクセント色 | 彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。 |

■ なぜ彩度6以下か

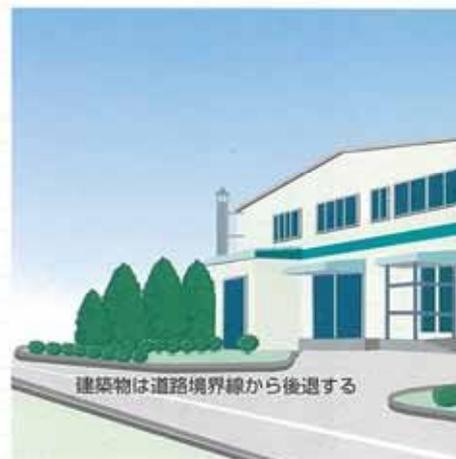
建築物等の色彩を考える場合、一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいと考えられています。したがって自然景観との調和を考える場合は、自然物の彩度が概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩はそれ以下とすると調和が得られやすいのです。

● 樹木の緑

光を通して見るためか、より鮮やかに見えますが、実際の葉の色の彩度は6程度であり、四季の移り変わりによる変化を考えても、彩度は3から6の範囲を繰り返します。

● 晴天の空

現実の色よりもずっと青く記憶されがちですが、実際にはよく晴れた日で彩度が3から4であり、少し曇り空になるとほとんど彩度はなくなります。



色のしくみ

【色の三属性】

私たちの目は多くの色を認識することができますが、これは色相・明度・彩度という3つの要素を感知しているからです。この3つの要素を色の三属性といい、次のことを表します。

■ 色相(色み)

赤・黄・緑……といった色あいのちがいを表しています。

なお白や黒など色相のない色もあり、これらは彩度もないことから無彩色といわれています。

■ 明度(明るさ)

明るい、暗いといった色の明るさの程度を表しています。理想的な白を10、理想的な黒を1と考えて、明度はその間の数値をとります。

■ 彩度(あざやかさ)

鮮やかな、にぶいといった色みの強さを表しています。無彩色を彩度0と考え、色みが強くなるにつれてその数値が大きくなります。

【色相環】

赤・黄・青などの色あいの違う色をよく似た順番に並べていくと、色相の輪ができます。これを「色相環」といい、この色相環を10等分し、さらに2等分あるいは4等分したものが一般的なものです。これらはそれぞれマンセル20色相環、マンセル40色相環と呼ばれています。

【トーン】

トーンは色調ともいわれ、どの色相にも共通して感じられる色の調子のことです。それは、明暗・濃淡・地味派手といったもので、明度と彩度の相互の関係のもとに成りたっています。

【色の表し方】

■ マンセル表色系による表示

色相・明度・彩度を組み合わせ、ひとつの色を記号・数値化した表示方法です。この表示方法では、具体的な色を思いうかべることが困難だという欠点がありますが、数値に対応する色票も製作されているので、その色がどんな色かを正確にとらえることができます。なお「色彩ガイドライン」ではこの表示方法を採用しています。

■ 色名による表示

赤・黄緑といった基本色名や、濃い茶色・くすんだ緑色といった一般色名、桜色・スカイブルーといった慣用語名などによる表示方法です。

この表示方法はなじみやすいものですが、同じ色名でも個人によって少しずつ違う色を思い描いていることもあり、誤解を招くことがあります。

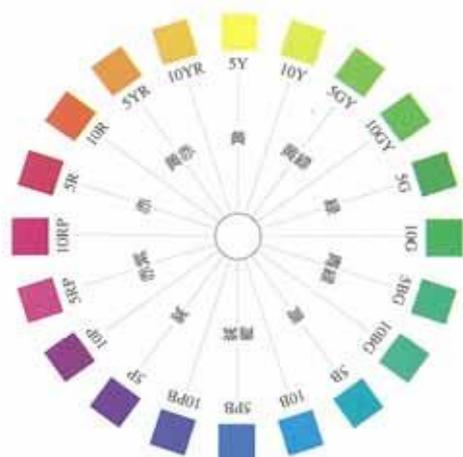


図-2 マンセル20色相環
表紙の図-1を真上から見たときの色の並び

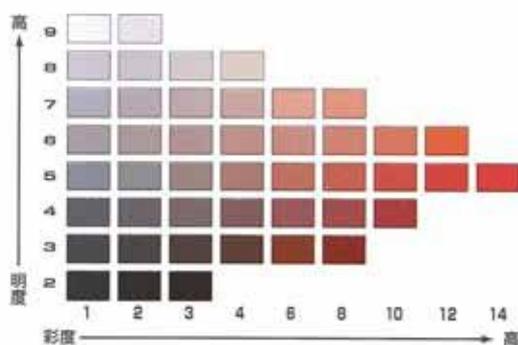


図-3 色相10Rでの明度・彩度表
表紙の図-1を色相10Rの位置で縦に切ったときの色調

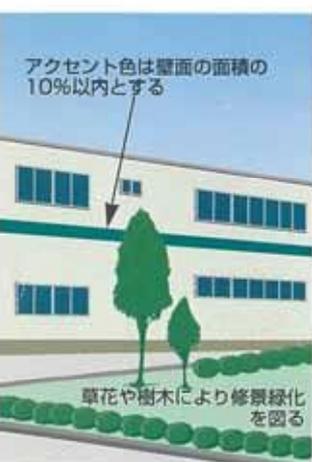
■ アクセント色

色彩には、面積が大きくなると実際の色よりも明度、彩度が高く見えるという特徴があります。彩度の高い派手な色を使用する際は、使用する面積をできるだけ小さくし、アクセントとして使用することで、全体的にバランスのとれた良好な景観を保つことになります。

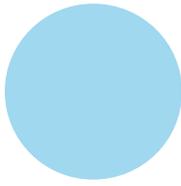
■ 周辺景観との調和

それぞれの地域には「基調色」が存在し、一般的にはこの基調を尊重すべきであり、その基調は建築の一般色が示していると考えられています。

この基調と色調の違う色彩を使用する場合や、目立つ色彩を使用する場合などには、その地域の景観の混乱を招くことがあるので、周辺建築物との色差を少なくすることが望まれます。



□ 届出書への記入



左に示した色を色名で表すと「スカイブルー」といいますが、みなさんはこの色
を思い浮かべることができますか。微妙に違う色を思い浮かべる人もいないのでは
ないでしょうか。

色名だけでは、実際と違う色を思い浮かべることがあるため、「色彩ガイドライ
ン」では、建築物等の色彩を届出書に記入する場合、マンセル表色系による表示を
お願いし、その色を正確にとらえることにしています。マンセル表色系によると左
に示した色は、

10B 7/8 (読み方：10 ビー7 の 8)
色相 明度 彩度

と表します。

なお、無彩色すなわち再度0の色は黒・灰色・白などで、「N9」のよう
にNと組み合わせで表します。

□ 行為の届出

届出が必要な場合は、行為に着手する30日前までに、定められた用紙に必要な図面等を添付して、
行為地を所管する地域振興局建設部用地課等へ1部提出してください。なお、建築物等の色彩は、届
出書の所定の欄と立面図等の添付図面の中に、色相・明度・彩度を明示し、必ず色見本を添付してく
ださい。

□ おわりに

「色彩」は、美しい景観を構成するうえで欠かすことのできない重要な要素です。同じような建築
物でもその色彩によって、良い印象を与えることもあれば悪い印象を与えてしまうこともあります。

また「色彩ガイドライン」では、客観的に判断するために色彩を記号・数値化していますが、この
数値的なものだけを考えるものではなく、『周辺景観との調和を図る』という意識から判断すること
が最も大切なことなのです。

景観保全を図るための中心的な担い手は事業者や県民のみなさんであり、積極的な景観保全活動
をお願いします。

● 問い合わせ先および行為の届出先

各地域振興局建設部用地課および権限移譲を受けた市町村（下記のとおり）（令和5年4月1日現在）

| 名 称 | 電話番号 | 住 所 | 届出行為所在市町村 |
|----------------|--------------|---------------------------------|-----------|
| 北秋田地域振興局建設部用地課 | 0186-62-3113 | 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1 | 大館市 |
| 山本地域振興局建設部用地課 | 0185-52-6102 | 〒016-0815 能代市御指南町 1-10 | 能代市 |
| 由利地域振興局建設部用地課 | 0184-22-5437 | 〒015-8515 由利本荘市水林 366 | 由利本荘市 |
| 上小阿仁村建設課 | 0186-77-2224 | 〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118 | 上小阿仁村 |
| 藤里町生活環境課 | 0185-79-2115 | 〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 | 藤里町 |
| 八峰町企画財政課 | 0185-76-4603 | 〒018-2502 山本郡八峰町峰浜目名淵字目長田 118 | 八峰町 |
| 三種町建設課 | 0185-85-4821 | 〒018-2401 山本郡三種町鶴川字岩谷子 8 | 三種町 |
| 男鹿市建設課 | 0185-24-9146 | 〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1 | 男鹿市 |
| 井川町総務課 | 018-874-4411 | 〒018-1596 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1 | 井川町 |
| 五城目町まちづくり課 | 018-852-5342 | 〒018-1792 南秋田郡五城目町西磯ノ目 1丁目 1-1 | 五城目町 |
| 八郎潟町建設課 | 018-875-5809 | 〒018-1692 南秋田郡八郎潟町字大道 80 | 八郎潟町 |
| 潟上市都市建設課 | 018-853-5337 | 〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1 | 潟上市 |
| 大仙市都市管理課 | 0187-66-4908 | 〒014-0063 大仙市大曲日の出町 2丁目 8-4 | 大仙市 |
| 美郷町建設課 | 0187-84-4910 | 〒019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙 170-10 | 美郷町 |
| 湯沢市都市計画課 | 0183-73-2156 | 〒012-8501 湯沢市佐竹町1-1 | 湯沢市 |
| 羽後町企画商工課 | 0183-62-2111 | 〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177 | 羽後町 |
| 東成瀬村建設課 | 0182-47-3408 | 〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1 | 東成瀬村 |

※秋田市、横手市、大潟村、小坂町、仙北市、北秋田市、にかほ市、鹿角市は独自の景観条例に基づ
く届出制度を行っています。